

(別記)

京丹後市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び京丹後市補助金等交付規則（平成16年規則第64号）に定めるところにより、予算の範囲内において京丹後市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 総務省要綱に基づく地域経済循環創造事業交付金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を市内で実施すること。
- (2) 市内に住所を有する個人又は市内に事業所を置く法人若しくは団体（補助事業の実施に伴い市内に住所を有する見込みの個人又は市内に事業所を置く見込みの法人若しくは団体を含む。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者ではない。

- (1) 市税等（京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）第3条に規定する市税、同条例第19条に規定する延滞金及び同条例第21条に規定する督促手数料をいう。）の滞納があるもの
- (2) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人

3 補助事業の事業期間は、連続する2箇年度以内とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省要綱第5条第1項の交付対象経費とする。ただし、当該補助対象経費が国、特殊法人その他

の団体等による支援制度（総務省要綱に基づく地域経済循環創造事業交付金を除く。）による補助を受ける場合は本補助金の対象としない。

（補助限度額）

第4条 一の補助事業に対する補助金の限度額（以下「補助限度額」という。）は、補助対象経費から融資額等（総務省要綱第4条第1項第4号に規定する融資額等をいう。以下同じ。）及び補助事業者の自己資金の額を控除した額とし、当該額が融資額等を超える場合は、融資額等の額を上限とする。ただし、補助限度額は、次の各号に掲げる額を超えないものとする。

- （1） 融資額等が補助金額と同額以上2倍未満の額の場合 3, 000万円
- （2） 融資額等が補助金額の2倍以上3倍未満の額の場合 4, 000万円
- （3） 融資額等が補助金額の3倍以上4倍未満の額の場合 5, 000万円
- （4） 融資額等が補助金額の4倍以上の額の場合 5, 500万円

（補助金の単年度交付申請額）

第5条 補助金の単年度ごとの交付申請額は、補助限度額から既に交付された補助金の総額を差し引いた額（算出された額に1, 000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）とする。

（提案の募集）

第6条 市長は、地域課題の解決に資する先進的で持続可能な事業に関する提案（以下「提案」という。）を広く募集するものとする。

2 前項の規定により提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、市長が別に定める期日までに、京丹後市地域経済循環創造事業提案書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条2項に該当する者は、提案者となることができない。

（提案の審査及び採択）

第7条 市長は、前条の規定による提案があったときは、その内容を審査し、地域課題の解決を図る上で市が取り組むことがふさわしいと認めるときは、当該提案を採択するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果を、京丹後市地域経済循環創造事業提案審査結果通知書（別記様式第2号）により、提案者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により採択した提案（以下「採択提案」という。）の内容が、国の採択基準その他の事情の変化により市が取り組むことが適当でなくなったと認めるときは、当該採択を取り消すことができる。

（事業内容の指導・助言）

第8条 市長は、前条第1項の規定により提案を採択したときは、当該採択提案が補助事業として国に申請することができる内容となるよう、当該採択提案を行った提案者（以下「採択提案者」という。）に対し、事業計画及び収支計画の策定その他必要な事項について、指導又は助言を行うものとする。

（国への申請）

第9条 前条の指導又は助言を受けた採択提案者のうち、第2条第1項に規定する要件に該当するもの（以下「補助候補者」という。）は、市長が別に定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他事業の実施スケジュールが分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前条の規定による書類を受理したときは、総務省要綱第9条第1項の規定により国に交付申請を行うものとする。

3 補助事業の着手（工事等の発注を含む。）は、原則として、第11条第1項の規定による補助金の交付決定を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する必要がある場合には、京丹後市地域経済循環創造事業補助金交付決定前着手届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 補助候補者は、第1項の書類を提出するに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請）

第10条 市長が前条第2項の規定による国への申請に係る国からの交付決定を受けたときは、補助候補者は、市長が別に定める期日までに、京丹後市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（別記様式第4号。以下「補助金交付申請書」という。）を市長に提出し、申請しなければならない。この場合において、当該申請が2年度目の申請に当たるときは、前年度から変更のない書類の添付を省略できるものとする。

2 前項の補助金の交付申請に当っては、第9条第4項の規定を準用し、同項中「第1項の書類」を「補助金交付申請書」と読み替えるものとする。

（交付決定及び通知）

第11条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、京丹後市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項により準用する第9条第4項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 市長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（状況報告）

第12条 前条の交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長から要求があった場合は、補助事業の遂行状況について京丹後市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（別記様式第6号）を提出するものとする。

（事業計画の変更）

第13条 補助事業者は、申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ京丹後市地域経済循環創造事業補助金変更承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容等を審査し、適当と認めたときは、京丹後市地域経済循環創造事業補助金変更承認通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の実績額）

第14条 単年度ごと補助事業の実績に係る交付額（以下「単年度実績額」という。）は、補助限度額に補助金が交付される年度の年度末における交付金事業の進

捗率（補助事業の総事業費に対する執行事業費の割合をいう。）を乗じた額から既に交付された補助金の総額を差し引いた額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）を超えない範囲で、交付年度の予算の範囲内において定めるものとする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して20日以内又は第11条第1項に規定する決定を受けた日の属する年度（以下「補助申請年度」という。）の2月末日のいずれか早い日までに前条に規定する単年度実績額を算出した上で京丹後市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 収支精算書
- （2） 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
- （3） 写真（事業の完了が確認できるように撮影したもの）
- （4） 地域の金融機関等からの融資決定通知等融資額を確認できる書類の写し
- （5） その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において補助申請年度が終了したときには、補助申請年度の翌年度の4月10日までに前項に準ずる報告書を市長に提出しなければならない。

3 第10条第2項により準用する第9条第4項ただし書により補助金の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、速やかにその審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の額を確定するとともに、京丹後市地域経済循環創造事業補助金交付確定通知書（別記様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第17条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、京丹後市地域経済循環創造事業補助金交付請求書（別記様式第11号）を

市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 第10条第2項の準用による第9条第4項ただし書きにより補助金の申請をした補助事業者は、第15条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第15条第3項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を京丹後市地域経済循環創造事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第12号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者から事業の中止若しくは廃止の申請があったとき又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、関係法令、総務省要綱、この告示又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して偽りその他不正な行為をしたとき。
- (4) 第11条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、京丹後市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（別記様式第13号）により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該命令がなされた日までの期間に応じ、総務省要綱第18条第3項の割合を用いて算出した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。

4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は、未納額についてその未納期間に応じて総務省要綱第15条第4項の割合を用いて計算した延滞金を徴するものとする。

5 前各項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の管理及び関係書類の整備)

第20条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ京丹後市地域経済循環創造事業補助金財産処分等承認申請書（別記様式第14号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収益が生じたときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

(収益納付等)

第22条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の20日以内に、京丹後市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業の実施に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 3 市長は、総務省要綱第20条第3項の規定により国から当該補助事業に係る交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じられた場合は、補助事業者に当該補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができる。
- 4 前項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。
- 5 収益納付すべき期間は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内とする。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。